

平成30年12月25日

報 道 各 位

大阪府信用金庫協会
会長 河村 正 雄

大阪府内7信用金庫の「後見制度支援預金」取扱い開始について

大阪府信用金庫協会加盟の大阪府内に本店を有する7つの信用金庫は、平成31年1月4日（金）より「後見制度支援預金」（普通預金[有利息型・無利息型を選択可能]）を7信用金庫同時に取扱いを開始することになりました。

「後見制度支援預金」とは、後見制度により支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別に預託する預金のことです。その口座開設から預金の払い戻し、解約まで家庭裁判所の「指示書」に基づき取扱われるものです。

なお、本件は大阪府信用金庫協会と大阪家庭裁判所の間での協議を経て、取扱い開始に至ったものです。

記

1. 利用対象者

大阪家庭裁判所より後見開始の審判を受けた方で、同裁判所より口座開設の「指示書」の発行を受けた者。

2. 預入方法

口座は、「指示書」に記載の預入金額に依り開設いたします。

なお、口座開設以降の追加預入に関しましては、家庭裁判所の「指示書」は必要ありません。

3. 払戻方法

家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき、下記のいずれかの方法により取扱いいたします。

①出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に発行されます。

②定期交付金…自動振り込み等により、指定された間隔（2カ月毎など）で指定額を定期的に後見人が別途管理する生活口座等に振込・振替する必要があると家庭裁判所が認めた際に発行されます。

4. 利 率

取扱信用金庫により異なりますので、詳しくは当該信用金庫のホームページをご覧ください。

なお、無利息型の「後見制度支援預金」は、利息はつきません。

5. 手数料

口座管理手数料は不要です。

この口座から振込する場合は、取扱信用金庫により異なりますので、ホームページをご覧ください。直接お問い合わせ願います。

6. 取扱信用金庫（金融機関コード順）

金庫名	本部所在地
大阪信用金庫	大阪市天王寺区上本町8丁目9番14号
大阪厚生信用金庫	大阪市中央区日本橋2丁目8番14号
大阪シティ信用金庫	大阪市中央区北浜2丁目5番4号
大阪商工信用金庫	大阪市中央区本町2丁目2番8号
永和信用金庫	大阪市浪速区日本橋4丁目7番20号
北おおさか信用金庫	茨木市西駅前町9番32号
枚方信用金庫	枚方市岡東町14番36号

<本件に関する問い合わせ>

大阪府信用金庫協会

田中、大島

TEL 06-6941-8601